

大学在籍中の成年子に対する 親の扶養義務

早野俊明

（東京高 平成22年7月30日決定 [平22（ラ）683号、扶養料申立却下審判に対する抗告事件—認容・確定] 家庭裁判月報63巻2号145頁）

1. 事実の概要

申立人X（平成元年×月×日生）の母C（昭和39年×月×日生）と、Xの父相手方Y（昭和31年×月×日生）とは、昭和62年×月に婚姻し、長女Xと長男D（平成4年×月×日生）の二子を儲けた。しかしながら、YとCは、Xの中学受験を契機にXに対する教育方針や接し方等をめぐって対立することが多くなり、次第に不和となった。そして、Cは、平成17年×月×日ころ、X及びDを連れて家を出、別居を開始した。

CはYを相手方として離婚訴訟を提起したところ、平成18年×月×日、X及びDの親権者をCと定める離婚が認められるとともに、Yから、財産分与として1835万6877円（即時）及び退職金の支給を受けたときには782万0438円、X及びDの養育費としてそれぞれ成人に達する日の属する月まで1人あたり11万5000円の支払いを受けるものとする、裁判が確定した。

Cは、離婚判決確定後、Yから支払われた財産分与金等を原資にマンションを購入し、現在、X及びDと共に生活している。Cは、パート勤務をして、手取り月額11万円程度の収入を得ているほか、Yから毎月支払われるX及びDの養育費合計23万円を生活費及び学費に充ててきた。

Xは、平成20年×月に〇〇大学に入学し現在2年生であり、奨学金月額4万5000円、アルバイト月額3万円程度を得ている。Dは、私立高校に通学しており、奨学金月額3万円を受給している。なお、〇〇大学の学費は年間53万6000円である。C、X及びD3人の生活に必要な費用は、学費、交通費、教科書代、不動産の固定資産税などを含めると、1か月あたり36万円余であり、YからX分の養育費月額11万5000円の支払がなくなると、XやDの奨学金、Xのアルバイト代を収入に含めても、家計は5万円程度の赤字となる。

Yは、財産分与として即時支払を命じられた1835万余を一部親族から借金をして支払い、その後もX及びDに対する月々の養育費(1人11万5000円)を支払ってきている。離婚当時から現在に至るまで、会社に勤務し、1500万程度の年収がある。また、平成20年×月×日Eと再婚し、同人との間に平成21年×月×日長男が生まれた。離婚後、Xとは全く没交渉であり、Xが大学に進学したことも知らなかった。Xが成人に達した平成21年×月以降、養育費11万5000円の支払を止めている。

Cは、平成21年×月×日、Yに対し、Xの大学入学金、授業料のうち相当分及び養育費として月額11万5000円を大学卒業まで支払う旨の調停を家裁に申し立てたが、Yが話し合いに全く応じなかったため、Cは同年×月×日、同調停を取り下げた。

そして、同年×月×日、成人に達していたXがYに扶養料の支払を求める審判を申し立てたのが本件である。

原審判(さいたま家越谷支審平成22年3月19日家月63巻2号153頁)は、未成年の子に対する親の扶養義務は生活保持義務であるのに対し、子が成人した後は、親族間の扶養としての生活扶助義務となるとの一般論を展開した後、「通常、親が支出する子の大学教育のための費用は、本来、生活保持義務の範囲を超えているし、むしろ生計の資本の贈与としての性質を有すると考えられる。しかしながら、成年に達した子であっても、親の意

向や経済的援助を前提に4年制大学に進学したようなケースで、学業を続けるため生活時間を優先的に勉学に充てることは必要であり、その結果、学費、生活費に不足が生じた場合、親にその全部又は一部の負担をさせることが相当であるときは、生活扶助義務として、親に対する扶養料の請求を認めることはありうる。」と説示して、本件においては、XとYとは全く没交渉であり、YはXが大学に進学したことも知らずにただ離婚判決に従い養育費をCに払い続けてきたにすぎず、XがYの意向や経済的支援の約束のもとに大学に進学したという事実はないとの認定に基づき、生活扶助義務としての扶養料の支払を命じることは相当ではないとして、本件申立を却下した。

これを不服としてXは抗告した。

2. 裁判要旨

東京高決（平成22年7月30日家月63巻2号145頁）は、次のように判示して、原審判を取り消し、本件申立を認容した（確定）。

まず、一般論として、「成年に達した子は、その心身の状況に格別の問題がない限り、自助を旨として自活すべきものであり、また、成年に達した子に対する親の扶養義務は、生活扶助義務にとどまるものであって、生活扶助義務としてはもとより生活保持義務としても、親が成年に達した子が受ける大学教育のための費用を負担すべきであるとは直ちにいいがたい。

もっとも、現在、男女を問わず、4年制大学への進学率が相当に高まっております（略。加えて、大学における高等教育を受けたかどうか就職先の選択や就職率、賃金の額等に差異をもたらす現実が存することも否定しがたい。）、こうした現状の下においては、子が4年制大学に進学した上、勉学を優先し、その反面として学費や生活費が不足することを余儀なくされる場合に、学費や生活費の不足をどのように解消・軽減すべきかに関して

は、親子間で扶養義務の分担の割合、すなわち、扶養の程度又は方法を協議するに当たっては、上記のような不足が生じた経緯、不足する額、奨学金の種類、額及び受領方法、子のアルバイトによる収入の有無及び金額、子が大学教育を受けるについての子自身の意向及び親の意向、親の資力、さらに、本件のように親が離婚していた場合には親自身の再婚の有無、その家族の状況その他諸般の事情を考慮すべきであるが、なお協議が調わないとき又は上記親子間で協議することができないときには、子の需要、親の資力その他一切の事情を考慮して、家庭裁判所がこれを定めることとなる(略)。」と説示し、関係当事者の諸状況を、以下のように認定し、父親に対し、子の扶養料の支払を命じた。

「Xの現状についてみる。(略)Cが(略)財産分与としてYから受領した金員でマンションの一室を購入したことは、CのためでなくX及びD(略)の生活基盤の安定化に資する側面もある(略)が、(略)上記居宅はXの所有財産ではないから、直ちにXに資力があるとはいいがたく、また、離婚給付金をもって上記マンションを購入したことも、その事実の適否又は当否をXの責任に帰すべき性質のものともいえない。」

「Yから支払われた養育費がすべてその本来の趣旨に沿って費消されたかは疑問であること、YとC間の離婚判決(略)が確定した時点で、C及び当時17歳であったXは、Xが成年に達すればYによるXの養育費の支払がなくなることを知っており、また、Xの将来の進路やそれに要する費用等についてあらかじめ検討することができた筈であると認められることにかんがみると、前記認定に係る生活費が不足する状態に至ったことについては、同居する親権者であったC及びX本人の生活設計及びその生活のあり方に起因する部分が全くないとはいえず、Cにあっては、Xを大学に進学させるために必要な資力を一応保持し得ていたものであることは否定しがたい。」

「Cらの生活費を切り詰めたとしても、現在の収入額(略)によって3

人の生活費及び学校関係費用を賄い得る蓋然性があることを認めるに足りる確な資料はない。また、Cが転職等によりより高額の収入を得ることも期待しがたい。」

「Xは、(略) 現在大学3年生であり、前記奨学金及びアルバイト収入を得ているが、(略)、なお学業に追われる毎日であり、今後とも同様の状況が続く見込みであることが認められ、しかるときに、アルバイトをする時間を現在以上に増やすなどしたときには学業に影響するおそれがあり、Xが大きな負担を抱えることなくより多くのアルバイト収入等を得ることは容易ではないものというべきであり、他に学業への影響を避けつつ収入を増加させることが可能であることを認める足りる確な資料を見出しがたい。そうすると、Xは、今後一層自助の努力をすることが求められるとしても、なお要扶養状態にあることは否定しがたいというべきである。」

「Yに係る資力その他をみる。(略) Yは、前記認定のとおり、Cとの離婚後、Xとの間に交渉等はなく、Xが大学に進学したことは知らなかったものであり、あらかじめXの大学進学について積極的な支持をし又は同意をした事実は認められない。」

「また、Yは、前記認定のとおり、財産分与として判決で命じられた金員を支払い、X及びその弟Dの養育費も怠りなく支払ってきたものであり、Yは、Xに対する親としての生活保持義務を履行しているものである。」

「Yは、現在、その年収額が1500万円を超えることは前記認定のとおりであるが、今後とも同程度の収入を得ることが見込まれる(略)。しかし、前記認定のとおり、Yは、(略) 再婚し、(略) 子が生まれたものであるから、子の成長に伴い一層生活費、住居費、教育費等の金銭的負担が増加するものとうかがえるほか、Dの養育費の支払がなお約2年半残っており、必ずしもその収入や資産に大きな余力があるとまでは認められない。」

「(略) Yは、大学を卒業した者であるが、前記した昨今の大学進学の状

況からすれば、Xの能力及び学業成績に照らせば、Yにおいても同人の大学進学は予想された出来事であると認められ、全く予期しないものであると認められる格別の事情をうかがわせるに足りる的確な資料は見出されない。」

「また、前訴判決において養育費の支払期限がX及びDが成年に達する日の属する月までとされたことについては、子らの大学進学後のすべての費用負担を前提とするものではなかったものとうかがわれるものの、大学進学を排斥する趣旨が含まれていなかったことは明らかである。」

「ところで、Yは、Xが平成21年×月×日に原審裁判所に本件審判の申立てをした後、(略)第3回期日において、『話し合いによる解決であれば、1か月当たり3万円を限度として支払う用意がある。』旨述べ(略)、第4回期日においては、これを修正し『最大でも月額3万円。ただし、過去分は払わない。』旨の陳述書(略)のとおりであると述べた(略)。Yのかかる陳述は、その限度においては、Yが扶養料を支払う意向があるとともに、Yに扶養能力があることの兆表であると認められる。」

「そうすると、裁判所は、本件について、当事者間で協議が調わないときなどにおいて家事審判事項に係る手続中におけるYの上記意向その他前記した一切の事情を考慮して、扶養義務の分担の割合、すなわち、扶養の程度及び方法を決すべきであるから、上記一定の限度において、YにXの扶養料を負担させるのが相当であると解する。」

「Xの1年間当たりの学費関係費用は、(略)合計約65万円である(略)。(略)Xが受領している奨学金は、1か月当たり4万5000円(年額54万円)であり、年額11万円(1か月当たり9166円(略))が不足する。」

「他方、学費関係費用を除く生活費等の不足分については、(略)5万7179円である。」

「前示の諸点の検討に加えて、Yが原審第3回及び第4回の期日において話し合いによる場合との留保を付しつつも『1か月当たり3万円を限度

として扶養料の支払に応じるが、平成22年×月の前月である同年×月までの過去分の支払意思はない。』旨の意向を有するものと認められることを併せ勘案すれば、本件の事実関係の下においては、Yは、Xに対し、上記学校関係費用の不足額9166円及び生活費等の不足額5万7179円の合計6万6345円のうち3万円を扶養料として平成22年×月からXがその在籍する大学を卒業すると見込まれる月である平成24年×月まで毎月末日限り支払うこととするのが相当である。』

3. 研究

【1】本件は、成年に達した大学在籍中の子とその父である相手方に対し、大学卒業時までの学費及び生活費を扶養料として求めた事案である。原審判は、成人した子に対する親の扶養義務は一般に生活扶助義務であるとし、親が支出する子の大学教育費用は、生計の資本の贈与としての性質を有するとしながらも、親の意向や経済的援助を前提に4年制大学に進学したような場合には、生活扶助義務として、親に対する扶養料の請求を認めることはありうるとしても、本件では、父親の意向や経済的支援の約束のもとに進学したということはないとして、本件申立てを却下した。これに対し、本決定は、成年に達した子に対する親の扶養義務は、生活扶助義務にとどまるものであって、生活扶助義務としてはもとより生活保持義務としても、親が成年に達した子が受ける大学教育のための費用を負担すべきであるとは直ちに言いがたいとしつつ、4年制大学への進学率が高まってきており、父親の学歴や子の学業成績からすれば、子の4年制大学進学は予想されていたこと、子及び同居親である母の収入だけでは子が大学で学業を続けながら生計を維持することは困難であること、父親は今後とも一定程度の収入を得ることが見込まれること、父親が話し合いによるのであれば一定額の支払いに応じると述べていることなどの一切の事情を考慮して、父親に対し、子の学校関係費用、生活費等の不足額の一部を、大学卒

業が見込まれる月まで、扶養料として支払うよう命じた。

後述するように、本件のような親の高等教育費用の負担(生活費も含む。以下同じ。)の問題が争点となった裁判例のほとんどが、この問題を扶養の平面で論じ、その法的性質につき、生活保持義務的把握をしてきたところ、原審判及び本決定は、基本的に、前者が「生計の資本の贈与」、後者が「生活扶助義務」と位置づけ、かつ明示的に言及した点に特徴があり、意義を有する。現在までのところ、高等教育費用負担の法的性質について、「生計の資本の贈与」もしくは「生活扶助義務」と布置し、これを明言した裁判例は一例も存在していない。もっとも、留意しなければならないのは、高等教育費用負担の法的性質について、原審判と本決定の判断は、一方が「生計の資本の贈与」、他方が「生活扶助義務」と一見相違する理解を示しているかのように見えるが、いずれも「生計の資本の贈与」ないしこれに近似したものとして把握していることである。これについては後述する。

本稿では、まず、高等教育費用の負担をめぐる裁判例を俯瞰した後、本件原審判及び本決定⁽¹⁾の位置づけをとくに高等教育費用負担の法的性質に焦点をあて(性質をめぐる学説の対応についてはすでにいくつかの小論において言及しており⁽²⁾、それらをご参照いただければ幸いである。)検討の対象としたい。

【2】高等教育費用の負担をめぐる公表裁判例は、後掲「高等教育費用の負担をめぐる裁判例一覧表」(なお、本文①②・・・の番号は「一覧表」の番号である。)に示す通り、16件ある。後述する12年審判(⑬)・決定(⑭)までの一般的傾向は、(i)子に自己の稼働収入、財産収益、元本財産によって生活を維持できない状況があるのか、(ii)親に資産・収入がある

- (1) 本決定の評釈として、羽生香織「判批」速報判例解説・民法(家族法)No.49(2011)、冷水登紀代「判批」民商144巻6号(2011)158頁以下がある。
- (2) 早野俊明「親の子に対する学費負担をめぐる一考察」(以下、早野①)早誌42巻(1992)405頁以下、同「判批」(以下、早野②)岩大AL69号(2001)115頁、同「判解」(以下、早野③)『平成13年度主要民事判例解説』判タ1095号(2002)95頁。

のか、(iii) 子の大学進学（在学継続）の希望が、今までの子の生育してきた家庭環境あるいは家庭事情からしても相応のものなのか、(iv) そもそも子に大学進学的能力及び就学意欲があるのか、(v) 親と子の間に、相互の愛情と信頼から成り立つ親子関係があるのか、の5つの考慮事由に基づき判断され⁽³⁾、扶養法の平面で位置づけた上で、その性質につき生活保持義務的に把握し、子の高等教育費用を親の負担とすることに積極的な姿勢を示してきた。この問題を伝統的扶養義務二分説に従って（あるいはその修正として）論じた裁判例は本件を含め10件（①②③⑤⑥⑨⑪⑫⑮⑯）あり、大半のケースが、生活保持義務の問題として捉えている。すなわち、大学生を「未成熟子」と捉え（③⑨⑫）、また、「親子であるから、その扶養義務は、養育義務であり生活保持の義務である」（①）、「子供らに自己と同程度の生活を保持させる義務を有するものである」（⑤）、「親は、自ら独立して生活を維持できない子に対し、その生活の保持をなすべき義務を有するものであることは、親子間における社会倫理的な義務であるばかりでなく、法的義務としてもこれを是認すべきものと解すべきである」（⑥）として、「生活保持義務」とさえ断じている。その中であって、成年までを生活保持義務としてそれ以後は生活扶助義務に変転したものといるるとしながら、成年の前後を通じて扶養必要の程度及び扶養能力に変わりはないから、成年の事実をもって支払義務の認定に影響を及ぼすものではないとするもの（②）、生活保持義務の基礎を、親子関係が他の親族に対する関係よりも深い愛情と信頼との上に成立する親密な関係にあることに求める結果、当該関係が破綻しているような場合には当該義務が軽減されるとするもの（⑪）が目される。

(3) 前注・早野①418頁。

【3】ところが、12年審判(⑬)・決定(⑭)から⁽⁴⁾、この問題に対する法的対応は一変する。12年事案は、4年制の大学に進学し、成年に達した後もその大学の学業を継続しようとする子が、成年到達までその学費及び生活費の一部を出捐しながら成年到達後その出捐を打ち切った父に対し、その学費及び生活費について扶養を求めたものである。12年審判(⑬)原審)は、当該子が成年に達しかつ健康であることをもって潜在的稼働能力が備わっているとし、これのみを理由として当該子は要扶養状態にないと判断し、扶養の申立を却下した。これに対し、12年決定(⑭)抗告審)は、4年制大学に進学し、成人に達した子に対する親からの学費等の扶養の要否は、当該子が成人に達し、かつ、健康であることの一事をもって直ちに、その子が要扶養状態にないと断定することは相当ではないとして、不足する金額、不足するに至った経緯、受けることができる奨学金の種類、その金額、支給(貸与)の時期、方法等、アルバイトによる収入の有無、見込み、その金額等、奨学団体以外からその学費の貸与を受ける可能性の有無、親の資力、親の当該子の学業継続に関連する諸般の事情を考慮した上で、その調達の方法ひいては親からの扶養の要否を論ずべきものであり、原審判はこのような諸点を具体的に考慮することなく要扶養状態にないものと速断して本件扶養申立を却下したことになるから、その取消は免れないとして、改めて上記諸点に関し必要な審理・判断をさせるため、本事案を原審に差し戻した。筆者は、かつて、この12年決定(⑭)に対して、具体的かつ適切な「諸般の事情を考慮事由としているところからすれば、これらの考慮事由が場合によっては親の経済的負担の軽減を図るという意味で、高等教育費用負担の問題は、生活扶助義務の問題として把握

(4) 本決定の評釈として、佐藤義彦「判解」判タ1068号(2001)113頁以下、前掲注(2)・早野②109頁以下、同「子に高等教育を受けさせるべき親の義務」戸時537号(2002)21頁以下、前掲注(2)・早野③94頁以下、村重慶一「判解」戸時540号(2002)49頁以下、野沢紀雅「判批」民商126巻3号(2002)136頁以下、中川淳「判解」法令ニユ37巻4号(2002)12頁以下がある。

されるべきものと捉えられているように思われる。そしてこの判断は妥当であろう。」⁽⁵⁾「生活扶助義務の問題として把握すべきことを鮮明にした点に、本決定の特徴があると言ってよからう。」⁽⁶⁾と評した。12年決定（⑭）では、扶養義務の性質に関する言及はなされていないため、本決定が生活扶助義務的理解を前提とするものなのかどうか必ずしも定かではないが、少なくとも、従前の裁判例とは異なる、すなわち、生活保持義務的理解に基づくものではないことだけは明らかであるように思われる。12年審判（⑬）は契約法理による対応（その意味で本件原審⑮に近い）、12年決定（⑭）は生活扶助義務的対応（本決定⑯に近い？）を示唆している点で、従来の裁判例に見られない全く異なる性質論を展開している。

【4】そして、本決定である。本決定（⑯）が12年決定（⑭）を踏襲するものであることは、その判旨の構成・内容からも明らかであろう。挙示されている考慮事由の同一性がそのことを明瞭に示している（ただし、本決定には、「子が大学教育を受けるについての子自身の意向」、「親自身の再婚の有無、その家族の状況」等の文言が付加されている）。もっとも、本件では、原審判も本決定も高等教育費用負担の性質につき明言し、原審判（⑮）は親の意向や経済的援助を前提とした大学進学の場合は「生活扶助義務」としながらも、一般的には、子の大学教育のための費用は「生計の資本の贈与」としての性質を有すると捉えたのに対し、本決定（⑯）は、成年子に対する親の扶養義務は、「生活扶助義務」でありこれにとどまるものであって、親が成年に達した子が受けるための大学教育のための費用を負担すべきであるとは直ちにいいがたいと説示した。この両者の判断をどのように捉えるべきであろうか。成年子の大学教育費用を当然に親が負担することにはならないという点については、原審判・本決定はいずれも同様の理解を示していると思われるが、「生活扶助義務」となりうる場合

(5) 前掲注(2)・早野②114頁。

(6) 前掲注(2)・早野③95頁。

の考慮事由につき、原審判が「親の意向」と「経済的支援の約束」(2つの事由というのではなく、同義であろう。1つの事由と見るべきである。)を、本決定が、その他当該子の学業継続に関連する諸般の事情を複数例示的に挙げている点において、両者の判断に際立った差異があると見るべきであろうか。そうだとすれば、本決定は必ずしも原審判の考慮事由に縛られないという意味において(原審判のように考慮事由が限定されれば、大学進学(在学継続)への親の了解がない限り、進学も在学継続も不可能となろう。そうであればこれはもはや扶養義務でなく契約である。)、子からの扶養請求を認めやすくする方向で、諸般の事情が考慮されることになりそうである(勿論、考慮事由それ自体あるいは考慮事由の比重の相違から、逆の結論となることはあり得るであろう)。本決定も、子の稼働(アルバイト)収入や奨学金の受給を考慮してもなお子が要扶養状態にあることから、可能な限り扶養を認める方向で考慮事由を列挙したとも考えられ(あるいは単に、12年決定(14)を踏襲したにすぎないのかもしれないが、12年事案では、子が健康体の成人であるにもかかわらず、すなわち潜在的稼働能力を有しながらそれを活用していない、奨学金を受給(貸与)していないという事情があり、12年審判(13)がそうであったように、とくに潜在的稼働能力の享有を理由に、扶養を認めにくくする。本件は、稼働し奨学金も受給している点で12年事案とは異なる。)、実際、本決定では、関係当事者の諸事情を詳細に検討している(もっとも、父親の扶養可能性とくに再婚家族の経済的状況についての検討は不十分である。)。しかしそれにもかかわらず、結論として、「前示の諸点の検討に加えて」としつつ、「Yが原審第3回及び第4回の期日において話し合いによる場合との留保を付しつつも『1か月当たり3万円を限度として扶養料の支払に依じるが、平成22年×月の前月である同年×月までの過去分の支払意思はない。』旨の意向を有するものと認められることを併せ勘案すれば」とし、父親の言い値を「扶養能力があることの兆表であると認められる。」とし

て、3万円の範囲でのみ扶養料を認めたにすぎなかった。この父親の意向を「事後の」親の意向と捉えるならば、本決定は、多数の考慮事由を挙示しながらも、原審判同様、結局、「親の意向」のみしか考慮していないことになり、ただ子が要扶養状態にあることだけは確かであるから、「生活扶助義務」として、兎にも角にも扶養の平面に布置し、その代わりに、父の言い値の範囲で扶養可能性ありとして子の扶養を認めたとも考えられる。その意味では、本決定は、抜き差しならぬぎりぎりの熟慮の結果であって好意的に評価されなければならないのかも知れない。しかし、そうだとすると、それ故にこそ、本決定もまた、原審判同様、「親が支出する子の大学教育のための費用」は「生計の資本の贈与としての性質を有する」（ないしその性質に近似する）ものとの前提に立つこととなり⁽⁷⁾、結局、この判断は、高等教育費用に対する親の負担を限りなく免除していくこととなるであろう。教育の公共性、子の成長発達の権利の観点からすれば⁽⁸⁾、疑問と言わざるを得ない。高等教育費用負担の性質論について、原審判及

-
- (7) 筆者は、早野俊明「子の扶養」戸時705号(2013)26頁において、本決定を生活保持義務と生活扶助義務の中間とする中間義務説を採用する裁判例と位置づけたが、改めたい。冷水登紀代教授は、最近の審判例及び決定例の傾向について、「成年子への扶養を相対的に認めつつ、その程度は、(略)生活保持義務の程度でもなければ、(略)生活扶助義務の程度とも異なる。」とし、「本決定もこの流れに沿うものと位置づけられる。」と評されている(前掲注(1)161頁)。12年決定と本決定の挙示する考慮事由を対比すればその通りであるが、本決定は12年決定の趣旨を反映していないように思われる。なお、上記筆者小論において、成年子扶養法の立法案を提示している。早野俊明『「子の扶養」規定の改正案について』白鷗20巻2号[通巻42号](2014)55頁以下とともに、ご参照いただければ幸いである。
- (8) 深谷松男教授は、未成熟扶養法の基本理念が成長発達の過程にある者としての生存権であるとして、未成熟子とは原則未成年者としながらも、「成熟に向かって成長している途次である」ことが考慮され、「20歳を越してもなお未成熟と判断しなければならない場合も十分ありうることである」としている(深谷松男「未成熟子扶養法の基礎的考察」金沢27巻1=2合併号(1985)219頁以下)。また、永井憲一教授は、憲法26条が保障する教育を受ける権利が憲法25条の生存権規定に続く条項として規定されていることから、「教育を受ける権利は、人間が自立して生活する基礎能力を保障するためのものであって、いわば“人権の基礎となる人権”ともいうべきものである。」とされ、義務教育段階の学校教育に限らず、「大学にもおよぶ範囲において、それも国公立の別なく(中略)国民の生存権の基本権としての“教育を受ける権利”は保障されなければならない。」と述べている(永井憲一「大学教育を受ける権利」『憲法の科学的考察—上野裕久教授退官記念』(法律文化社、1985)67頁)。

び本決定はいずれも、従来の裁判例には見られない異例の裁判例と評価せざるを得ないだろう。高等教育費用の負担を親に課すにあたって、12年決定(⑭)が様々な考慮事由を挙示したのは、親への経済的影響等親側の諸般の事情をも考慮しつつ子の福祉を実現していくことを目的とするはずのものであり、だからこそ子からの扶養請求を却下した12年審判(⑬)を取り消し原審に差し戻したのであり、少なくとも本決定のような適用の仕方は予想されていなかったはずである。12年決定の趣旨をまったく没却していると言わざるを得ない。

【5】高等教育費用負担の法的性質を「生計の資本の贈与」(ないしその性質に近似するもの)と把握することは、果たして適切なのだろうか。「生計の資本の贈与」と布置するとすれば、扶養の約束がなされておらず、子が成年に達しかつ健康体を有している場合には、親は子に対し、扶養義務として、高等教育費用を負担する必要はないことになる。昨今の大学進学率等を鑑みたとき、これが妥当かつ適切な結論といえるか疑問である。そもそも高等教育費用の負担の問題を契約法理によって処理すべき理由は何なのか。(i) 12年審判(⑬)に見られるように、成年に達しかつ健康体を有している大学生は、潜在的稼働能力を備えている以上、そもそも要扶養状態にはない、(ii) 扶養義務とすることは、子を大学に進学させるまでに年齢を重ねた親に対する経済的負担としてあまりにも過重である、との2つの理由が考えられる。この2点について検討する必要がある。

まず、(i) について。周知のように、旧法は、「扶養ノ義務ハ扶養ヲ受ケヘキ者カ自己ノ資産又ハ労務ニ依リテ生活ヲ為スコト能ハサルトキノミ存在ス。自己ノ資産ニ依リテ教育ヲ受ケルコト能ハサルトキ亦同シ」(旧959条1項)として、扶養義務の発生要件を規定していたが、現行法はこれを削除したため、扶養義務の発生要件に関する規定を欠いている。しかし、現行法下においても、扶養要件の具備という点では、条理上、扶

養関係を具体化するために当然必要な要件とされ⁽⁹⁾、扶養を受けるべき者が自己の資産または労働によって生活することができないこと（扶養必要状態）と、扶養をなすべき者に扶養能力があること（扶養可能状態）の2つの要件を具備すべきものと解されている⁽¹⁰⁾。もっとも、扶養義務発生の一要件たる扶養必要状態については、もとより現行法上法定の基準は存在していない。したがって、自己の生活は自分で維持すべしとする生活自己責任の原則から、自己の稼働収入、財産収益、元本財産の取り崩しをもって生活維持を図るべきであり、12年審判（⑬）のように、現実稼働せず稼働収入がない場合であっても、要扶養者が成年でありかつ健康体を有する以上、潜在的稼働収入が期待しうるとして、いまだ扶養必要状態にはないとする解釈は成立しうることになる。しかしここで留意しなければならないのは、現行法879条が、旧法に規定されていた扶養義務の発生要件（旧959条）、扶養の程度（旧960条）及び方法（旧961条）を統合した結果、扶養義務発生要件も、その存否に争いがあるときには、「結局家庭裁判所の判定によって、扶養の程度または方法と相関的に決定されるべき趣旨である」とされ⁽¹¹⁾、扶養の必要性自体が、扶養の程度の判断の中で同時になされることから、「扶養権利者が親子であるか兄弟であるか、社会的地位が高いかどうか、資産がどうかなどによって相対的に判断されざるを得ないものとなる」ということである⁽¹²⁾。高等教育費用の負担が争点となった裁判例の多くも、そのことを如実に示している⁽¹³⁾。

また、扶養義務発生の一要件たる扶養必要状態を認定するための「労働」とは、「自己の心身活動を提供し、その結果収入の得られるチャンス

(9) 島津一郎=久貴忠彦編『新・判例コンメンタール民法13 親族（4）』[向井千杉担当]（三省堂、1994）319頁。

(10) 於保不二雄=中川淳編『新版注釈民法（25）親族（5）』[太田武男担当]（有斐閣、1994）485頁。

(11) 前注・於保=中川[明山和夫担当] 532頁。

(12) 上野雅和「扶養の協議について」岡法44巻3=4号（1995）346頁。

(13) 後掲「裁判例一覧表」①③⑤⑥⑧⑫等。

であって、要扶養状態に際してその者の生活需要のため活用の期待されるべきもの」ではあるが、生理的に稼働可能でありかつ稼働の機会があっても、高等ないし職業教育を修めることが社会通念上及びその者並びに扶養義務者の社会的地位などから相応とされる場合には、稼働能力の活用が期待できない事態に該当する⁽¹⁴⁾。したがって、子が高等教育を受けている場合には、潜在的稼働能力を活用するか否かも、扶養義務者の扶養可能状態を含めて扶養の程度の判断の中で考慮すれば足り、潜在的稼働能力の存在をもって一義的に扶養義務発生を阻却事由とすることは必ずしも適切ではなかろう。大学在学中の子は、未成年の間は言うに及ばず、成年後も無資力・無収入であることを前提に、そもそも子の潜在的稼働能力さえ問題としない裁判例も存在している⁽¹⁵⁾。

さらに、本件のように、成年に達し健康体を有し、相応な稼働収入を得て(アルバイトをして)いてもなお、就学等を理由として要扶養状態にあるということありうることである。この場合にもさらに稼働を要求することが就学の妨げになりうることは明らかである。大学も国公私立、学部、文系理系等の相違によって要求される稼働の程度も収入も異なってくることもあろう。本決定では、「Xは、(略)現在大学3年生であり、前記奨学金及びアルバイト収入を得ているが、(略)、なお学業に追われる毎日であり、今後とも同様の状況が続く見込みであることが認められ、しかるときに、アルバイトをする時間を現在以上に増やすなどしたときには学業に影響するおそれがあり、Xが大きな負担を抱えることなくより多くのアルバイト収入等を得ることは容易ではないものというべきであり、他に学業への影響を避けつつ収入を増加させることが可能であることを認める足りる確な資料を見出しがたい。そうすると、Xは、今後一層自助の努力をすることが求められるとしても、なお要扶養状態にあることは否定しがたい

(14) 前掲注(9)・於保=中川[明山和夫担当]537頁。

(15) 後掲「裁判例一覧表」④⑦⑨等。

というべきである。」と認定しているところであり、現在のアルバイトをもって相応と判断している。就学と稼働とはそもそも相反するものである以上、就学を妨げない限度での稼働に留まらざるを得ない。扶養可能性との相関で（潜在的）稼働能力を評価すべきことになるが、本決定では、その扶養可能性の認定が極めて曖昧なのである。

次に（ii）について。「自己の生活費を切りつめ、不慮の事故に備えて蓄えた貯蓄まで吐き出して子の専門教育費用に当てるべし」というのは確かに「酷である」⁽¹⁶⁾。親の経済的負担は、子の福祉の観点からの大学教育の必要性とともに、特別の配慮がなされなければなるまい。扶養可能性を認定するに際しては、親の経済的負担の軽減のほか、不意打ち的な経済的支障の回避という配慮も同時になされなければならない。まさにここにおいて求められるのは、子の福祉と親の経済的負担の均衡であり、前者の観点からは生活保持義務であり、後者の観点からは生活扶助義務である。したがって、生活扶助義務的とは、生活保持・生活扶助両義務の中間的義務ということになる⁽¹⁷⁾。様々な要素を考慮しながら柔軟な対応が求められるこの種の問題にあっては、この両者の均衡を契約法理によって図ることは困難であり、扶養法理によりしかも生活扶助義務的対応によって、この問題は処理されるべきものとなろう。本決定において、扶養可能性の認定が曖昧なのは、扶養的対応ではなく、契約的対応をしているからであり、それ故、本決定を「生活扶助義務」ではなく、「生計の資本の贈与」ないしそれに近似するものとしての対応と評するのである。以上のように、子に対する高等教育費用負担の問題は、扶養法の平面で論ずることは十分可能であり、かつ、適切・柔軟な結論を導くことができるように思われる。そ

(16) 泉久雄「子の専門教育と親の扶養義務」打田先生古稀記念—斉藤英夫編『現代社会と民事法』（第一法規出版1981）168頁。

(17) 野沢紀雅教授は、「成年子への大学就学費用援助は、純然たる生活保持義務とはいえないものの、一般の（相互的な）親族扶養とは違い、親から子に対する片面的な扶養義務の一部であり、扶養の程度もそれよりは高いものと考えられる（略）」（前掲注（4）140頁）とされる。筆者も同様に考える。

の意味において、高等教育費用負担の法的性質につき、「生計の資本の贈与」(ないしその性質に近似するもの)と位置づける原審判(及び本決定)を支持することはできない。

【6】高等教育費用負担の法的性質を契約法理に求める背景には、公的助成制度の確立とともに、私的扶養制度は解消されるべきものであり、私的扶養に対する過度の依存はその実現を遅らせるものであるとの考え方があるのであろう⁽¹⁸⁾。確かに、高等教育に対する日本の公的負担は、GDP比で0.5%しかなく、OECD加盟国中最下位である。そして、OECD加盟国の中で、日本の高等教育費の家計負担の割合は50.7%で、韓国52.1%、イギリス51.5%に次いで重くなっている。公的教育助成制度の貧困さが本件のような事件を生起させ、教育費の捻出に「無理する家計」の存在が、皮肉にも、大学進学所得階層間格差の問題を顕在化させなかった。教育機会の格差が拡大すれば、所得階層による格差が世代を超えて再生産されることになり、高所得層はますます高学歴、低所得層はますます低学歴・低所得となる。そうなれば、人々に閉塞感が生まれ、社会の活力は喪失し、個人ばかりではなく社会にとっても損失となろう。教育機会の均等(教育機会の格差の是正)は、社会全体の問題として検討すべき喫緊の重要課題であり、教育は社会が支えなければならないことは確かである⁽¹⁹⁾。しかし、また一方で、親が子どものために教育費を負担しなかった場合には、給付奨学金等の公的補助の少額さゆえに、多くの者が大学進学を断念せざるを得ず、大学進学率の所得階層間格差はもっと大きくなっていただろうとも言

(18) 松嶋道夫教授は、「子の教育を受ける権利は、親に対してだけでなく、国家社会に向けられた権利でもあるが、未成熟子という概念は、私的扶養の義務を公的扶助に優先させる扶養内容を含むから、未成熟子の範囲を広くすることは、国家的・社会的責任の拡大を志向する観点からはマイナスである。」と指摘される(松嶋道夫「未成熟子の扶養(2)」久留米9=10合併号(1991)18頁)。

(19) 小林雅之「第3章 教育機会の均等」耳塚寛明編『教育格差の社会学』(有斐閣、2014)53頁、55頁、67頁。

われる⁽²⁰⁾。早急に「無理する家計」負担を軽減し教育機会を保証する公的
教育助成制度を確立し実現しなければならないことは言うまでもないが、
少なくともそれまでの間、陥穽に落ち込まない手当て（法的手段）を講じ
ておくことも必要であろう。

[付記] 本稿は、平成26年度公益財団法人民事紛争処理研究基金による
研究助成（個人特定研究）及び平成24年度科学研究費助成（基
盤研究（B））課題番号24330003（代表：床谷文雄）による分担
研究の成果の一部である。

（本学法学部教授）

(20) 前注・小林67頁。

● 高等教育費用の負担をめぐる裁判例一覧表

番号	裁判年月日	裁判所(出典)	請求手続	申立人相手方	結果	事実の概要	親の資産・収入以外の考慮事由	扶養義務の性質
①	昭和35年 9月15日	東京高決 (家月13- 9-53)	扶養	父子	○ (大学卒業)	2年浪人したのち私立大学に入学した成年子から、実母と離婚し他女と婚姻している父親に対して請求。	父方母方の祖父母等の経歴・資産状況、父親の過去の経歴・生活程度、大学教育の普及、子の才能・健康、子の稼働能力(アルバイト)	親子であるから、その扶養義務は、養育義務であり生活保持の義務であって、その扶養の程度を定めるには扶養権利者の側の扶養必要の程度と扶養義務者側の扶養可能な程度とを機械的数式的に計算して定めるべきではなく、双方が生活上の甘苦を共にするという立場から、権利者側の必要が大きければ義務者側は自分の生活程度を切下げてもなるべく多額の扶養料を支払うべく、一方義務者側の扶養能力が不十分である場合には、権利者側でも、極力窮乏に耐えるよう努むべきもので、なお、大学生の学費は、その親に十分な資力がない場合は、能う限り本人がアルバイト等によって、補給に努めているのが現実であることも考慮しなければならぬ。
②	昭和37年 6月15日	仙台高決 (家月14- 11-103)	扶養	父子	○ (短大卒業)	養親である同時に実親である母親に育てられている短大在学中(未成年)の子から、認知した親権者でない父親に対して請求。	父親の経歴・学歴、父親のその他の2人の非嫡出子たる男子の学歴、子の収入(アルバイト)	生活保持義務は成年の日以後は単なるいわゆる生活扶助義務に変化したものというのであるが、成年の日の前後を通じて扶養必要の程度及び扶養能力に変わりはないから、成年の事実をもって支払義務の認定に影響を及ぼすものではない。
③	昭和39年 3月31日	熊本家審 (家月16- 8-89)	婚費 分担	夫妻	○学費のみ (成年到達)	妻が別居中で他女と同棲している夫に対して、自己及び3人の子A1(成年子)・A2(未成年子)・A3(未成年子)の生活費(学費も含む)を請求。A2は会社に勤務しながら短大に通っている。	子の稼働収入、子の能力	未成年子

④	昭和41年 8月10日	神戸家審 (家月19- 2-105)	扶養	父子	父	○ (成年到達)	未成年の子が、離婚 後他女と再婚し、そ の子及び妻の親 族とともに生活体 を構成している父親に 対して請求。	子と父親とが往来も文通 もしていない、父親脚の 家庭事情、父は離婚以来 扶養実績なし	学生で職業を持たず、資産収入もないから、その両親 が各資力その他の状況に応じて生活費を支弁する必要 がある。
⑤	昭和41年 12月13日	大阪家審 (家月19- 7-73)	婚費 分担	妻	夫	○ (婚姻継続期 間中)	妻が、別居中の夫に 対し、自己及び3人 の子供の生活費及び 学費を請求。長男は 成年に達しており、 医科大学生である。	進学についての了承	自己と同程度の生活を保持させる義務（長男は、機 会を得て、内職、アルバイトその他積極的に収入の 道を開き自己の生活の安定と向上をはかるよう望む ものである）。
⑥	昭和47年 2月10日	福岡高決 (家月25- 2-79)	扶養	父子	父	○ (大学在学 中の成年男 子、浪人中 の成年女子 は成年到達)	いずれも成年に達して はいるが、一方は大学 在学中の男子で、他方 は浪人中の女子である 2人の子から、離婚に 際し親権者とならな かった父親に対して請 求。	入学するについての承 諾、入学金の一部支払 、父親の社会的地位、 学生の生活の面倒を見る 一般的風潮	親は、自ら独立して生活を維持できない子に対し、そ の生活の保持をなすべき義務を有する。
⑦	昭和50年 7月15日	東京家審 (家月28- 8-62)	扶養	父子	父	○ (各々大学 卒業)	嫡出の成年男子で大 学在学中の子と、母 が不知の間に父が協 議離婚届を提出して 依然同様関係継続中 に生まれた未成年女 子で短大在学中の子 から、父親に対して 請求。	入学するについての承 諾、入学金の一部支払 、父親の社会的地位、 大学生の生活の面倒を見 る一般的風潮	
⑧	昭和50年 7月17日	広島高決 (家月28- 4-92)	婚費 分担	妻	夫	○ (卒業して 一人立ち)	妻が別居中の夫に対 して、自己及び成年 に達し医学部に通う 2人の生活費及び学 費を請求。	進学に賛成同意、子の学 習能力・意欲、父親の職 業身分・社会的地位	

⑨	昭和52年 1月28日	名古屋高決 (判時857- 87)	婚費 分担	妻	夫	取消・差戻 × (成年到達)	妻が夫に対し、長女の 結婚費用と二女の 大学の学資を請求。 子を監護する母親 (親権者)が、離婚 した父親に対して、 将来子が大学に進学 した場合の学資等の 負担を求めて、成年 に達した以後の分を も含む子の養育費を 請求	社会的地位 子が成年に達したときは 母の親権が終了	未成年者の中に婚姻家族における無資産・無収入の成 年に達した子も含まれる。
⑩	昭和57年 5月14日	大阪高決 (家月35- 10-62)	監護 処分	前妻	前夫	× (高等学校卒 業時)	大学在学中の未成年子 と高校在学中の未成年子 が、母親と離婚 した父親に対して請 求。子らは、父親に 対して、交流を望ま ないのみならず、愛 憎を欠き、嫌悪感さ え抱いている。	子の親に対する愛情の喪 失	いわゆる生活保持義務として、親は未成年子の養育に つき、子が親自身の生活と同一水準の生活を保障する 義務があるとされるのは、親子の關係が他の親族に対 する關係よりも深い愛情と信頼との上に成り立つ親密 な關係であることにもよる。(未成年の域を脱すると いうべき高等学校卒業の月まで・・・)
⑪	平成22年 2月13日	大津家審 (家月43- 1-123)	扶養	子	父	取消・差戻	同上	子が生育してきた家庭 の経済的及び教育的水 準	未成年者の扶養の本質は、いわゆる生活保持義務で ある。未成年子に対する扶養の程度を決定するにあ たっては、親子間の愛情や信頼の状況を、重要な要 素として考慮すべきではない。家庭の経済的・教育 的水準に照らせば、4年制大学を卒業すべき年齢時 まで、いまだ未成年の段階にある。

<p>⑬ 平成12年 9月27日</p>	<p>横浜家審 (家月53- 5-189)</p>	<p>扶養</p>	<p>父子</p>	<p>×</p>	<p>大学在学中の成年子が 申立人となって、20歳 に達するまではその学 費・生活費の一部を出 捐していたが20歳に達 した段階でその出捐を 打ち切った父親に対し て、その学費・生活費 を請求</p>	<p>子の潜在的稼働能力、愛 情的交流がない、進学に ついての相談がない、学 費などの分担の協力依頼 も受けていない</p>	<p>原則として未成年者である間は、その子の扶養料（養 育費）を負担し、病氣、身体精神等の障害により自活 能力がない場合などの特段の事情がない限り、親は成 人後の子の扶養料を負担しないものと解する。言いか えれば、扶養義務者は、自己の成人した子に対して は、扶養義務として、特段の事情がない限り、扶養権 利者である子に高等教育を受けさせるべき義務を負わ ないものということになる。・・・親と子の間で負担 する旨の約束がなされた場合は約東がないとし ても、子に精神的あるいは身体の障害があつて潜在的 稼働能力がなく、到底自活することができないような 場合に、子が自立自活するべく、成人後に知識や技術 の獲得を目指して大学などの専門教育を受ける場合な どの特段の事情がある場合には、扶養義務者である親 が成人後の扶養権利者である子のための修学の費用を 負担すべきものと解する。</p>
<p>⑭ 平成12年 12月5日 (⑬の抗 告審)</p>	<p>東京高決 (家月53- 5-187)</p>	<p>扶養</p>	<p>父子</p>	<p>取消・差戻</p>	<p>同上</p>	<p>その不足する額、不足す るに至った経緯、受けと ることができず貸与 (給付金のみならず貸与 金を含む。以下に同じ。)の 種類、その金額、支給 (貸与)の時期、方法等、 いわゆるアルバイトによ る収入の有無、見込み、 その金額等、奨学団体以 外からその学費の貸与を 受ける可能性の有無、親 の責力、親の当該子の4 年制大学進学に関する意 向その他の当該子の学業 継続に関連する諸般の事 情</p>	<p>原則として未成年者である間は、その子の扶養料（養 育費）を負担し、病氣、身体精神等の障害により自活 能力がない場合などの特段の事情がない限り、親は成 人後の子の扶養料を負担しないものと解する。言いか えれば、扶養義務者は、自己の成人した子に対して は、扶養義務として、特段の事情がない限り、扶養権 利者である子に高等教育を受けさせるべき義務を負わ ないものということになる。・・・親と子の間で負担 する旨の約束がなされた場合は約東がないとし ても、子に精神的あるいは身体の障害があつて潜在的 稼働能力がなく、到底自活することができないような 場合に、子が自立自活するべく、成人後に知識や技術 の獲得を目指して大学などの専門教育を受ける場合な どの特段の事情がある場合には、扶養義務者である親 が成人後の扶養権利者である子のための修学の費用を 負担すべきものと解する。</p>

⑮	平成22年 3月19日 さいたま 家裁合文 審 (家月63- 2-153)	扶養	子	父	×	大学在学中の成年子 が申立人となつて、 20歳に達するまでは その養育費を支払っ ていたが、20歳に達 した段階でその養育 費の支払を止めてい る父親に対して、1 か月当たり11万5千 円を、大学を卒業す る日の属する月まで 支払うことを請求	没交渉、親の意向や経済 的支援の約束なし	通常、親が支出する子の大学教育のための費用は、本 来、生活保持義務の範囲を超えているし、むしろ生計 の資本の贈与としての性質を有すると考えられる。し かしながら、成年に達した子であつても、親の意向や 経済的援助を前提に4年制大学に進学したようなケー スで、学業を続けるため生活時間を優先的に勉学に充 てることは必要であり、その結果、学費、生活費に不 足が生じた場合、親にその全部又は一部の負担をさせ ることが相当であるときは、生活扶助義務として、親 に対する扶養料の請求を認めることはありうる。
⑯	平成22年 7月30日 (15の抗 告審)	扶養	子	父	○ (大学卒業)	同上	4年制大学への進学率が 高まっていること、父親 の学歴や子の学業成績か らすれば、子の4年制大 学進学は予想されていた こと、子及び同居親であ る母の収入だけでは子が 大学で学業を続けながら 生計を維持することは困 難であること、父親は今 後とも一定程度の収入を 得ることが見込まれるこ と、父親が話し合いによる のであれば一定額の支払 に応じると述べているこ となどの一切の事情	一般に、成年に達した子は、その心身の状況に格別の 問題がない限り、自助を旨として自活すべきものではあ り、また、成年に達した子に対する親の扶養義務は、 生活扶助義務にとどまるものであつて、生活扶助義務 としてはもとより生活保持義務としても、親が成年に 達した子が受ける大学教育のための費用を負担すべき であるとは直ちにいいがたい。

※ 「請求手続」の「扶養」とは扶養請求、「婚費分担」とは婚姻費用分担請求、「監護処分」とは監護に関する処分としての養育費請求である。
 ※ 「結果」の○とは扶養または婚姻費用分担として大学生（短大生も含む）の学費および生活費が認められたことを（③は学費のみ）、×認められなかったことを示す。